

## 平成30年第2回広尾町議会定例会 第3号

平成30年6月11日（月曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 4 議案第59号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第60号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第61号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第62号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第63号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第64号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第65号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 12 発議第10号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について
- 13 発議第11号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 14 発議第12号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について
- 15 発議第13号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書の提出について
- 16 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について
- 17 発議第14号 議員の派遣について

### ○出席議員（13名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 7番 星加 廣保  | 8番 渡辺 富久馬  |
| 9番 小田 英勝  | 10番 小田 雅二  |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 浜頭 勝   |

13番 堀田成郎

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	道		靖
兼	出	道		淳
総	納	白	石	淳
総	務	松	田	晃
総	務	沖	田	哲
併	課	西	内	一
併	長	折	笠	博
併	補	山	岸	雄
企	佐	長	田	吉
企	長	宝	泉	
住	課	齊	藤	美
住	長	佐	藤	津
住	補	楠	本	直
住	佐	山	畑	直
兼	長	村	上	裕
保	補	山	崎	洋
兼	佐	山	崎	勝
保	長	佐	藤	勝
健	課	菅	原	清
域	長	金	石	樹
包	補	村	上	美
括	佐	浜	頭	輝
支	長	平		洋
援	課	寺	井	浩
セ	長	平		浩
ン	補	雄	谷	幸
タ	佐	室	谷	直
ー	長	小	川	浩
長	課	北	藤	盛
兼	長	前	田	憲
養	補			
護	佐			
老	長			
人	課			
ホ	長			
ム	補			
所	佐			
長	長			
農	課			
林	長			
課	補			
長	佐			
兼	長			
町	課			
営	長			
牧	課			
場	長			
長	補			
水	佐			
産	長			
商	課			
工	長			
観	補			
光	佐			
課	長			
長	課			
建	長			
設	補			
水	佐			
道	長			
課	課			
参	長			
事	補			
長	佐			
補	長			
佐	課			
長	長			
補	補			
佐	佐			

兼下水終末処理センター長	小川浩司
港湾課長	森谷亨
国保病院事務長	渡辺將人
国保病院事務次長	齊藤裕美

〈教育委員会〉

教 育 長	笹原博
管 理 課 長	山岸直宏
管 理 課 長 補 佐	及川隆之
学校給食センター所長	山岸達也
ひろお幼稚園長	道尚子
社会教育課長	早川修
社会教育課参事	奥村京子
兼海洋博物館長	早川修
兼図書館長	奥村京子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮脇昭道
併 書 記 長	白石晃基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大林忠
併 書 記 長	菅原康博

〈公平委員会〉

委 員 長	木下利夫
併 書 記 長	白石晃基

〈農業委員会〉

会 長	今村弘美
事 務 局 長	西脇秀司

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅原康博
総 務 係 長	保坂一也
総 務 係 主 事	林 菜々美



午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第3 議案第58号～日程第11 議案第66号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第11、議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括議題とします。

本案9件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、浜頭勝議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（浜頭） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成30年第2回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成30年6月7日（木）、11日（月）であります。

2、事件及び審査の結果、議案第58号から議案第66号までの9件を原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、報告します。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第66号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第58号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから議案第66号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。本案9件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第12 発議第10号

1、議長(堀田) 日程第12、発議第10号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、浜野隆議員、登壇願います。

1、1番(浜野) 発議第10号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書。

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法(以下「種子法」という。)が本年4月1日に廃止された。

種子法は、国や都道府県に対する公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで稲・麦・大豆など主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者にはおいしい米など農産物が安定的に供給されてきた。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が心配されている。また、地域の共有財産である「種子」を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることであり、国民・道民にとっても大きな問題である。

また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

よって、北海道における現行の種子生産・普及体制を生かし、北海道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、北海道独自の種子条例を制定するよう、次の事項を添えて強く要望する。

記。

1、将来にわたって北海道の優良な種子が安定的に生産及び供給が図られ、生産者が安心して営農に取り組み、高品質な道産農作物が消費者に提供ができるよう、北海道主要農作物の種子に関する条例を早期に制定すること。

2、対象農作物には、稲・麦・大豆といった北海道農業に欠かせない農作物を位置づけるとともに、条例の円滑な推進に必要な財政措置と万全な体制を構築すること。

3、食料主権の確保と持続可能な農業を維持する観点から、すぐれた道産種子の遺伝資源が国外に流出することのないよう、知的財産の保護を条例に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、北海道知事であります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第11号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番（志村） 発議第11号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治体は、高齢化が進行する中であって、介護、子育てなど社会保障への対応、地域交通の維持、人口減少・防災対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、公共サービスと多様化するニーズへの対応は、人材に限られ困難となっており、これに見合う財源の確保が必要となっている。

このような状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や地方財政をターゲットにした歳出削減に向けた議論が加速し、民間委託を前提とした「トップランナー方式」は、「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺

るがしかねない。

自治体基金は景気の動向など税収の変動を踏まえ、政策課題に対応するため積み立てており、財政的な余裕によるものではなく、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減すべきではない。

財政健全化のために歳出削減が行われた結果としてサービスが抑制されれば、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることになる。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、国会及び政府に次のことを求める。

記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

2、社会保障、災害・環境・地域交通・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と公共サービスの提供に必要な人材を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとする公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の拡充と十分な期間を確保すること。

5、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政に支障が生じないよう、地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性は是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検討した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じないよう対応を図ること。

7、地方交付税の財源保障・調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税の原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマン・ショックなどの経済変動下でも、災害復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減に努めながら積み立てたものであり、地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先等は、下記のとおりであります。

議決方よろしくお願ひします。

1、議長（堀田） これをもつて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第12号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇願ひします。

1、3番（北藤） 発議第12号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。

昨年4月に公表された文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計」において、厚生労働省が過労死労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達していることが明らかになった。

こうしたことから、文部科学省は中央教育審議会に教員の時間外勤務の改善策の検討を諮問。同審議会は「学校における働き方改革特別部会」を設置し、昨年12月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を公表した。しかし、「中間まとめ」は、依然として「給特法」の問題に踏み込んでいない。

教職員の長時間労働に歯どめがかからない大きな要因として、給特法の存在がある。給特法は、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限る」

(6条1項)と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」、「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定している。

しかし、学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、給特法は現場実態と著しく乖離している。その上、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務に当たらないとされている。

また、給特法は労働基準法37条を適用除外とし、「時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない」(3条2項)と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしている。現在、教員の時間外労働は、給特法制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、給特法の見直しは必須である。

今国会では、労働基準法の改正案が議論されている。長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となる。したがって、学校における「働き方改革」を進めるに当たっても、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす給特法についての論議がなされてしかるべきである。

何より給特法は、労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法の一部適用除外を定めた法律であることから、殊さら厳格な運用が求められるものであり、法と実態が乖離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なしでは、学校現場の働き方改革はなし得ない。

よって、国会及び政府に対し、以下のことを求める。

1、教職員の長時間労働解消に向け、実態と乖離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」の廃止を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第13号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第13号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

政府・財務省は、2014年10月の財政制度等審議会に、介護支援専門員が作成する介護支援計画の有料化を提案した。

介護報酬6%削減、要介護1の生活援助の保険給付外しなどとセットで提案されたものの、世論の反対や介護報酬削減への不安を受けて実施が見送られていた。

日本介護支援専門員協会は、22万人の反対署名を集め、「誰もが公平にケアマネジメントを受けることを阻害する」、「真にサービスを必要としている人が、必要なときに必要なサービスを利用できなくなる危険性がある」と有料化に断固反対している。

現在、厚生労働省は介護報酬改定で、ホームヘルパーが掃除や調理を行う訪問介護の生活援助を1日1回以上利用する場合、ケアマネジャーの市町村への届け出を義務づけ、保険者にケアプラン点検を行わせる方針である。

介護認定の抑制、生活援助の利用制限は、介護保険の理念である利用者の「自立支援」を著しく損ね、制度を根底から崩すことになりかねない。

ケアプラン作成は、利用者とケアマネジャーの契約で成り立つサービスである。高齢者とその身近な相談相手・専門家として接するケアマネジャーなどの当事者や多くの介護事業所が反対しているもとの、ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化を実施しないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 発委第2号

1、議長(堀田) 日程第16、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読をさせます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会、産業常任委員会、議会運営委員会、それぞれ3委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、平成30年第2回定例会終了後から平成30年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの現状について、(2)、南十勝環境衛生センターの今後の展望について。

産業常任委員会、(1)、増養殖事業の取り組みと現状について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第17 発議第14号

- 1、議長（堀田） 日程第17、発議第14号 議員の派遣についてを議題とします。  
派遣事項については各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。  
菅原事務局長。

- 1、議会事務局長（菅原） 発議第14号 議員の派遣について。  
地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
記といたしまして、北海道町村議会議長会議員研修会であります。  
目的、議員活動研さんのため。  
派遣場所、札幌市。  
期間、平成30年7月3日から4日（2日間）であります。  
派遣議員は、全議員であります。  
以上です。

- 1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

- 1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。  
お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて、平成30年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時31分